

令和6年4月23日開催

# 教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和6年4月23日(火)  
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和6年4月23日(火)  
午後2時12分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 市民交流スペース
- 4 出席委員の氏名 廣 田 康 男  
塩 見 佳扶子  
和 田 大 顕  
加 藤 由 美  
織 田 信 夫
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの  
教育部長 垣 谷 敏 数  
教育委員会事務局理事 伊 豆 英 一  
次長兼教育総務課長 濱 田 亜希子  
次長兼学校教育課長 間 島 哲 哉  
学校教育課担当課長兼教育総務課 八 板 嘉 展  
学校教育課総括指導主事 中 川 清 人  
学校給食センター所長 谷 垣 薫  
生涯学習課長兼中央公民館長 岸 見 貴 志  
中央公民館管理担当次長 荻 野 幹 雄  
図書館長 山 路 智 子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者  
次長兼教育総務課長 濱 田 亜希子

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第1号 原案どおり可決、承認

議第2号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

教育委員会会議録調製者 教育部長 .....

# 教 育 委 員 会 会 議 録

## 1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

## 2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。  
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

## 3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

### (1) 教育委員会事務局の人事異動による 新体制

#### ○ 入向・採用 14名

※新規採用者 6名

(学校教育課専門官2名・教育総務課企画管理係・学校教育課教育指導係  
生涯学習課放課後児童育成係・図書館中央館資料整備係)

#### ○ 異動

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 事務局理事        | 伊豆英一(大正小学校長)          |
| 事務局次長兼教育総務課長 | 濱田亜希子(市長公室秘書広報課長)     |
| 事務局次長兼学校教育課長 | 間島哲哉(上下水道部経営総務課長)     |
| 学校給食センター所長   | 谷垣薫(農業委員会事務局長)        |
| 桃映中学校校長      | 足立高広(事務局理事)           |
| 財務部税務課長      | 西舩一欽(教育総務課長兼学校給食センター) |
| 退職           | 八瀬正雄(事務局次長兼学校教育課長)    |
|              | 村瀬勝子(学校給食センター所長)      |

それでは教育長報告を行います。1点目は教育委員会の新体制についてです。

今回の異動により入向者は14名で、うち新規採用者は6名となっています。この6名のうち2名は、今年度より3年間の任期付きでお世話になることになった2名の学校教育課の専門官です。

部課長級の異動・退職については、お示しした通りとなっています。また、教育委員会会議の出席者名簿についても御確認ください。

### (2) 当初会議の内容

《部課長会議4月3日・指導主事会議4月9日・拡大事務局会議4月17日》

- 「まちづくり構想 福知山」・「教育大綱」3年目  
「福知山市立学校教育内容充実推進プラン『響』プラン・F」4年目
- 教育委員会
  - ①政治的中立性の確保 ②継続性・安定性の確保 ③地域住民の意向の反映  
→首長部局と独立した教育行政の執行機関  
→連携・協働
- 目 標  
「自分のために（自己実現）人のために（他者貢献）社会のために（社会貢献）共に幸せを生きる人材の育成」  
合言葉 一人一人の「なりたい自分になる」を支援する  
→「挑む」1年
- 運営方針
  - (1) 「一丸」  
各課・係の専門性と部内横断的な連携による情報の共有と事業の推進  
現場との施策・情報の共有  
先導・伴走・支援
  - (2) 「現場主義」  
「現場」に出て「現実」から学ぶ →判断・施策に反映  
事務局との連携
  - (3) 「人権教育を基盤とした3つのこだわり」 学力・生徒指導・進路  
「自分を大切にするとともに他の人の大切さを認める」→人権尊重の理念
    - ①学力 デジアナ教育の推進  
「安心できる居場所」「安心して学べる教室」となる学級経営
    - ②生徒指導 不登校…子どもを学校に適応させるのではなく  
学校が適応していく  
多様な学びの場の設定 専門官の配置  
子ども政策室との連携  
積極的な生徒指導（成長を促す指導）  
いじめ見逃しゼロ 早期対応
    - ③進路 義務教育の出口を見通すだけでなく次につながる力を付ける  
就学前から中3までのつながりをそれぞれの立場で意識→責任を持つ

次に、昨日は校園長会議を開催しましたが、部内での当初会議の内容を報告します。

年度当初の4月3日に部課長会議、4月9日に指導主事会議を行い、4月17日には拡大事務局会議として、係長以上の管理・監督職、専門官、総括指導主事、教育研究室長の総勢29名で実施し、今年度の運営方針や重点事項、各課の主な事業等について全体で共有し、教育行政の推進へ向けて意思統一を図りました。

今年度は「まちづくり構想 福知山」「教育大綱」3年目の中間年、「福知山市立学校教育内容充実推進プラン『響』プラン・F」が4年目を迎え、成果の検証と今後の方向性を検討する時期となっております。昨日の校園長会議でもお話ししましたが、今年度は現場とともに挑戦、挑む1年としていきたいと考えています。

### (3) 連携協定

3月22日（火）13時30分から 場所：本市教育長室

福知山市教育委員会と福知山公立大学・（株）ベネッセコーポレーションの連携協力に関する協定締結式

期間：3年間

4月10日（水）16時から 場所：東京大学本郷キャンパス教育学部

福知山市と国立大学法人東京大学大学院教育学研究科（附属心理教育相談室）との教員のメンタルヘルス維持と特別支援教育スキル向上に関する連携協力協定調印式

期間：１年間

３点目は以前にもお話ししておりました連携協定についてです。

３月２２日には、本市の教育長室において、福知山公立大学からは川添学長、（株）ベネッセコーポレーションからは春名大阪支社長に御出席いただき、学力・特別支援教育・働き方改革の３点について、本市と３者による連携協力に関する協定の締結式を行いました。期間は３年間です。

次に、４月１０日には、東京大学において、本市と国立大学法人東京大学大学院教育学研究科（附属心理教育相談室）との教員のメンタルヘルス維持と特別支援教育スキル向上に関する連携協力協定の調印を行いました。こちらには大橋市長にも御出席いただきました。期間は１年間となっていますが、継続することが前提です。なお、伊根町も同様の連携協力をされます。

#### （４）地方教育アドバイザーの派遣受入

課題を抱える自治体の教育委員会に、文部科学省の職員をアドバイザーとして選任し、支援を行う制度。

期間：２年間

○初等中等教育局教育課程課教科調査官（中学校技術担当）

（併）学校デジタル化プロジェクトチーム情報教育振興室教科調査官 渡邊 茂一

○高等教育局高等教育企画課企画係 竹野 健太

４点目は地方教育アドバイザーの派遣受け入れについてです。昨年度少しお話をしていましたが、正式に２名の方が決まりましたのでお知らせします。この制度は、課題を抱える自治体の教育委員会に、文部科学省の職員をアドバイザーとして選任し、支援を行うもので、今回は東京大学大学院との連携に関連して派遣していただくことになりました。特別支援教育だけでなく全般的にアドバイスを受けることができると伺っています。４月１０日に文部科学省でお二人に御挨拶してきました。期間は２年間となっております。

私からの報告は以上です。何か御質問はございませんでしょうか。

全委員                      特になし。

廣田教育長                それでは、次に議題に入ります。

#### ４ 議事

（１）議第１号（福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について）

廣田教育長                議第１号「福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

間島次長兼学校教育課長                ～資料に基づき説明～

議第１号「福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、２つの点での改正となっております。新旧対照表により説明させていただきたいと思います。

6 ページを御覧ください。

まず、1 点目の改正につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に自治会の吸収合併がされたことに伴いまして、小学校及び中学校の通学区域に係る自治会名の変更を行うものでございます。内容といたしましては、小谷が蓼原に吸収合併され、蓼原自治会となられたことに伴いまして、小谷の表記を削除するものでございます。

続きまして、7 ページ、8 ページを御覧ください。

2 点目の改正につきましては、区域外通学に係る 2 つの様式を改めるものでございます。内容は、様式第 1 号の申請書、様式第 2 号の許可書について、表形式を用いまして様式を整理したいと考えております。現在、申請書につきましては、ホームページに様式を掲載しておりまして、ダウンロードしていただける状態になっております。今回の改正につきましては、表形式の様式を用いまして、申請を希望される方からお伺いする内容も考慮いたしまして、項目を整理したいと考えております。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

廣田教育長            御質問、御意見はありませんか。

全委員                特になし。

廣田教育長            議第 1 号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員                異議なし。

廣田教育長            次に、議第 2 号「専決処分の承認について」専決第 1 号「福知山市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

## （2）議第 2 号（専決処分の承認について）

谷垣学校給食センター所長            ～資料に基づき説明～

専決第 1 号「福知山市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案の 9 ページ以降に掲載しております。

改正内容につきましては、11 ページを御覧ください。

給食費の単価の中で牛乳供給の価格決定に係る京都府からの各市町教育委員会宛の通知が 3 月 29 日と遅延したことによりまして、今回専決処分とさせていただきました。

11 ページに改正文、12 ページに新旧対照表を掲載しております。新旧対照表で御説明をさせていただきます。

学校給食費の見直し等に伴いまして、所要の規定の整備を行う必要があるため、福知山市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定するものでございます。

その内容につきましては、ただ今から御説明させていただきます。学校給食の食材費の物価高騰に伴いまして、学校給食費の値上げを行うものでございます。学校給食費負担者が納付すべき学校給食費の額につきましては、令和 6 年 4 月分から令和 7 年 3 月分までの間で、小学校 1・2 学年の児童並びに当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者につきまし

ては、「２６１円」とあるのを「２８９円」に、また小学校３・４学年の児童並びに当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者につきましては、「２６４円」を「２９２円」に、小学校５・６学年の児童並びに当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者につきましては、「２６７円」を「２９６円」に、そして中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者につきましては、「２９２円」を「３２０円」に改正させていただきます。なお、学校給食費の値上がり分につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用することで市が負担いたしまして、児童生徒の給食費を令和４年度、令和５年度と同額に据置きとすることで、保護者の負担軽減を図ってまいります。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

廣田教育長      御質問、御意見はありませんか。

和田委員      令和６年度のところは気になりますが、令和７年度はまた見直しがあるということでしょうか。

谷垣学校給食センター所長

食材の値上げを伴うものになりますので、現段階でそうなりと言いきれるものではありませんが、今後も食材費が高騰するようであれば、値上げもありうると思っております。

和田委員      わからないので教えてください。  
給食費を決定する委員会があったと思いますが、そこにはかからないものがあるのでしょうか。

谷垣学校給食センター所長

給食費の大きな内訳としては、米飯の価格、副食の価格、牛乳代があります。副食につきましては、学校給食会又は栄養教諭を中心にいたしまして、内容を精査しており、年度末までに価格決定をしております。牛乳につきましては、京都府から価格決定の通知が来るのが例年３月末頃となっておりますので、今回は価格が決まらないということでした。

和田委員      わかりました。

廣田教育長      ほかに御質問等ありませんか。

全委員      特になし。

廣田教育長      議第２号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員      異議なし。

廣田教育長      次に、報告・説明事項１の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。



(1) 教育長決裁による後援承認事項について

谷垣教育総務課企画管理係長      ～資料に基づき報告～

No.1    第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会  
京都府予選北部ブロック予選会

廣田教育長      後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員      特になし。

廣田教育長      では次に、報告・説明事項2の社会教育委員会議からの提言について説明をお願いします。

(2) 社会教育委員会議からの提言について

岸見生涯学習課長兼中央公民館長      ～資料に基づき説明～

社会教育委員会議からの提言について、ホッチキス留めの冊子を御覧ください。

人の育成には度々、木とか植物が使われておりますので、この提言も太く大きな幹になるように表紙の挿絵も芽吹いた植物を描いております。

「人を育む社会教育のあり方～人材の見いだしとその育成～」というタイトルで議論いただきました。この冊子は令和6年3月28日に教育長へ第20期福知山市社会教育委員会議の提言としていただいたものです。最後のページを御覧ください。過去からの提言の内容が記されております。40年前から長きにわたって、福知山市の教育行政に対して、社会教育委員さんからいただいたものです。前は、令和4年3月22日に「社会教育活動における情報の活かし方」として第19期の委員の皆様から提言をいただいております。現在でもホームページの内容の刷新や情報の出し方の活用などについては、提言の内容を十分に咀嚼して実践しているところでございます。

20期につきましては、上原健議長、足立喜代美副議長を中心に9名の委員で活動されました。令和4年6月1日から2年間の任期でございます。

資料の1ページ目は、目次となっております。

2ページ目の「はじめに」では、これまで社会教育のあり方をどう表現していけばいいか、最初のテーマの設定から議論いただいたところでございます。下線部の「現在において積極的に社会教育活動を実践している人物に着目して、これらの人たちがなぜそのような活動を始め、続けているのか」というところをきっかけに議論を深められました。

続きまして、3ページ、4ページを御覧ください。

テーマ設定に至るまでの議論の内容をそれぞれ項目ごとにまとめられており、全部で9項目ございます。それぞれこういった切り口で提言を行っていくか議論されたものです。

続きまして6ページの「2. 「地域課題に積極的に取り組む人材」の事例」です。

委員さんそれぞれバックボーンがあります。こういった活動を始めて提言につながっていくかというところを、それぞれの事例を通して、委員さん同士の共有を図りながら議論されてきたところでございます。例えば事例1では、「子育て支援NPOの活動から」といたしまして、活動の概要や活動をはじめた動機、これからの人材育成について、それぞれ

の分野で活躍いただいている皆さんの視点から意見をまとめられました。事例9までございまして、各委員さんの取組の内容が記されているところです。

この事例を通して、11ページの「3. 事例から見える「地域課題に取り組む人材」の人物像」がどういったものかというところをそれぞれ項目立てて議論されました。専門性や他者を巻き込み調整する力、行動力、人間力（資質）、調整力、対応力、地域のことを良く知るといった部分で地域社会の求めるリーダー像を明らかにしていくという作業をされており、12ページの図にもありますように、人物像と具現化へのプロセスは、それぞれ本当に小さなきっかけかもしれませんが、やがて他者や組織の仕組みを利用する手立てを経て、他者を巻き込み調整する力、折衝していった実践になることを表しています。こういった体験・経験から得られた知見でございまして。

13ページからが本題でございまして、「4. 人を育む社会教育のあり方について ～社会教育施策への提言～」ということで、9名の委員の皆様のご成果でございまして。（1）から（5）までの提言をいただいておりますので、紹介をさせていただきます。

（1）では、「地域公民館講座に人材育成を主眼とした継続的な講座を開設する」という提言をいただいております。現在、地域公民館で行われております講座の内容を細かく分析されました。どういった講座があって、どれだけの参加者がいるのかを見られました。教養的な講座もありますが、概ね物づくりやスポーツ、料理など楽しく行える講座が人気もあり活発な活動が読み取れるとされています。委員会としては、人材育成の観点でみた活動内容に該当するのは、13回の「まちづくり講座」で、内訳が表のとおりとなっております。各地域公民館で工夫を重ねて、様々な担い手を育成する講座だとか、防災・減災、ふるさとを知る歴史探求などの講座もされていますが、参加者を募る際には、色んなところから人を集める仕組みが必要ではないかという意見をいただいております。魅力的な講座を開催することによって、人材育成が効果的になるのではないかというのが一つです。

次に（2）の「公民館活動を通じた人材発掘をする」です。従前、自治会活動や公民館活動を積極的にされている方は、地域の力になっている頼りになる方です。活動を通して自ずと「あの人なら」「この方に」何かと「お願いしてみたい」が存在するのはいつの機会にもあります。このように感じられる方こそ地域にとっても有用な人材ではないかということで、公民館活動を通して人材を発掘し、本格的な地域活動につなげていくという提言もいただいております。

（3）は、「公民館を人とのふれあいの場として身近に感じてもらうようにする」です。先ほどの（1）（2）では、公民館に来られている方についてでしたが、そうでない方にも来ていただく仕掛けづくりが必要ではないかということです。来館者を増やすためには、遊び・健康・ふれあいの場作りといった身近な楽しいものを通して、まずは小さなお子様から高齢者まで、皆さんが地域の拠点として楽しめるような仕掛けを作っていかなければならないということで、複数提案いただいております。まず立ち寄ってもらうことも必要ですし、例えば、健康づくりの講座に参加されたら「福知山KENPOS」のポイントを付与するということを行っておりまして、「ふくぽ」との連動もありますので、有効活用していけばよいのではないかという意見もいただいております。

次に、4番目の「こどもを中心としたリーダー作りをする」です。子どもを中心としたイベントを様々な機関が中心となって開催すべきではないかという提言もいただいています。市全体の取組として、子どもを育んでいく視点を取り入れて講座にも反映すればよいのではないかと。また、顕彰制度や活動参加への啓発も行ってみてはどうか。イベントについても様々な成り立ちがありますが、ボランティアや資金調達についても独自の方法を考えてはどうかという提言もいただきました。

最後に（５）の「地区公民館やNPOへの活動支援を行う」です。御存知のように地区公民館と地域公民館は、切っても切れない関係性であります。地区公民館存続の危機とも言われておりますので、地区公民館活動の充実も必要ではないかという意見もいただいております。地区公民館の活動の重点にも地域で活躍する人材の育成が目標として掲げられておりますので、地区公民館を支えるのは行政の役割であると、私も改めて思ったところです。地区公民館のほかに、NPO活動への支援や相談窓口の設置といったプラットフォームの中間組織という視点で、行政と民間をつなぐ組織もあればよいのではないかと提言をいただいております。

以上（１）から（５）までの提言をまとめて実践することによって、社会教育における人材育成について、有用な提言をいただいたと思います。あとがきにもありますように、多様な経験を持つ各委員さんの身についてそれぞれの事例から、人物像を読み解いていくことで具体性のある提言になったと思っております。

以上が社会教育委員会からの提言についての説明でございます。

廣田教育長

何か御質問ございませんでしょうか。

和田委員

すごく充実した提言だと思います。熟読まではできておりませんけれども、あちこちに活用できる提言だという感想を持ちました。

提言の内容についてではありませんが、社会教育法に定められている社会教育委員さんの役割として、第一に様々な計画の立案、第二に教育委員会から諮問を受けたことについて答申する、第三にそれに関わる調査があります。社会教育委員さんが提言をしても、提言したことが現場にどう生かされているのだろうかとおっしゃられる社会教育委員さんがどこの市にもおられます。確かに提言の内容は非の打ちどころのないものですが、ここ12年間を振り返ってみると提言ばかりです。提言というのは、社会教育委員さんが今の社会教育における課題と思われることを研究して意見を述べられるものです。よい提言であるかどうかは別として、一定の社会教育における課題を教育委員会が持つ必要があるのではないかと思います。社会教育委員さんに任せきりではなく、担当の課長さんや職員さんが、次回はこういった調査研究をお願いしたいという年もあるといいのではないかと思います。

岸見生涯学習課長兼中央公民館長

社会教育委員さんの自主性にお任せして、委員さんが一から構築して人材育成という大きなテーマに関心を持っていただいて、今回提言をいただきました。私もこの1年社会教育委員会に参加させていただく中で、なかなか議論が収束しないというところもございました。こちらがこういことを議論していただきたいという課題を持つ必要があるという御

意見をいただきましたが、そういったテーマの投げかけや、皆さんの知見を活かして解決に導きたいという提案も21期にはあってもいいのかと思いました。

和田委員

家族だんらんの日社会教育委員さんが作られた取組で、今日まで10年以上続いている福知山市に定着した事業です。こういった社会教育委員さんもやってよかったと思えるような満足感が得られる活動をお世話になりたいと思います。

廣田教育長

ほかに御質問等ありませんか。

塩見委員

私もこの第20期の提言を見せていただいて、それぞれの委員さん方のバックボーンから具体例に基づいた次のステップ、課題を整理していただいていると思いました。それぞれにレポートも書かれたりして熟議に熟議を重ねられて、この提言を出していただいていることに感心したとともに嬉しかったです。

その前の第19期の提言では、現代の課題に即応した社会教育活動における情報活動の活かし方について提言をいただいております。それを受けて行政の方は、福知山公立大学と連携して公民館活動を行ったり、生涯学習講座の申込方法にWeb申込を加えられたり、色々な働きをしていただきました。提言をいただいてから2年を過ぎても福知山市が目指すスマート社会の構築を目指して、継続して取組を進めていただきたいと思いました。

第20期の人を育む社会教育のあり方も、喫緊の課題に応じたよい提言だと私は思いました。人づくりはまちづくりですし、17ページの(1)から(5)の中でも(1)(2)(5)は、特に重要だと思います。地区公民館というのは、一番身近な社会教育活動であり、活性化していかなければならないまちづくりのことについて、書いていただいています。休館や縮小に追い込まれている現状があります。その原因は、やはり人材なのではないかと思います。行政として、まちづくりの核として人材育成は喫緊の課題ですので、支援をお願いしたいと思います。「(4)こどもを中心としたリーダー作りをする」という項目がありますが、子どもは地域の宝を合言葉として、公民館活動を進めていただいています。このためには、学校との連携が大事ではないかと思っています。学校へ社会教育の方からノックしていただき、また学校の方からも応える。今まで以上に相互に熟議を重ねていただいて、真ん中にいる子どもを育てていく学社連携の活動を一步も二歩も進めていただきたいと思います。

岸見生涯学習課長兼中央公民館長

第19期のスマート社会についても、昨年の文部科学省の社会教育のこれからの指針で、ICTの活用が書かれており、今の時代に合った、むしろそれよりも進んだ提言をいただいていたと思います。この流れは、今後もずっと継続しなければならないと思います。

地区公民館については、旧3町において複数の公民館が休館しており、細見、俊明、物成、河西、有路上下は、休館して活動も休止されている状況です。人材育成もさることながら、人材の確保という点についても、地域の方で藻掻いておられ、これをどう打破するか公民館運営審議会の中で議論もされてきています。地区公民館と地域公民館とでお互い効果

的に事業を進められるように、支援が必要な場面も今後多く出てくるか  
と思います。

子どもの育成、学校との連携についても、（３）の身近に感じてもらう  
ことを入り口に、昨年度２月２５日に公民館１０館合同イベントとして  
人形劇団のクラルテによる「１１ぴきのねこ」を開催しました。会場の  
ハピネスふくちやまのホームも満席となり、多くの方が集まる中で、地  
域公民館の講座では、こういった親子で参加できる講座があるというＰ  
Ｒにもなったと思います。十分皆さんに周知しながら、公民館活動を続  
けていきたいと思っています。

廣田教育長           ほかに御質問等ありませんか。

和田委員           私が間違っていたら、お許してください。先日、両丹日日新聞を見ていた  
ら、社会教育委員さんの公募が２名程度あったと思います。これまでも  
社会教育委員さんの公募があつて、現在社会教育委員をお世話になって  
いる方もあるのでしょうか。

岸見生涯学習課長兼中央公民館長

２名程度を公募して委員に加わっていただいています。今期の９名の中  
にも公募の委員さんが２名おられます。福知山市の自治基本条例におい  
て、審議会などの委員に公募も含めるべきとされている条文もあります  
ので、こういった委員には公募の方が必ず入っております。

和田委員           公募の方が変わられるということですか。

岸見生涯学習課長兼中央公民館長

続けられる方もいらっしゃる場合があります。その際は、公募枠ではな  
く、知見者という枠で続けられる場合もあります。

廣田教育長           ほかに御質問等ありませんか。

全委員           特になし。

## 6 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。